

第8章 ミャンマー —困難な市場経済への移行—

1 植民地経済（1886-1948年）

1.1 王朝時代末期のミャンマー

ミャンマー（ビルマ）にはエーヤーワディ（イラワジ）川流域地方を2つに分けて、マンダレーを中心とする中央平原の半乾燥地帯を上ミャンマー（上ビルマ）、下流部のデルタ地帯を下ミャンマー（下ビルマ）と呼ぶ伝統がある。植民地化以前、すなわち王朝時代の核心地は上ミャンマーにあり、下ミャンマーは猛獸が跋扈し疫病が猖獗をきわめる瘴癪の地であり、耕地の少ない人口希薄な地域だった。

当時のミャンマーは上ミャンマーを中心とする農業社会であった。だがこれから短絡的に自給自足の現物経済をイメージしてはならないであろう。北隣の雲南とは陸路を通じた交易が行われており、北へは原綿が輸出され、南では生糸が輸入されていた。18世紀半ばからミャンマー全土を支配したコンバウン王朝は、チーク、米および宝石・貴金属類の輸出を禁止していたが、これらの密輸を含め、象牙、ラック、胡椒、蜜蠟などを輸出し、鉄砲、織物、金属製品等を輸入するといった形でヨーロッパ諸国との貿易も行われていた。内国交易

も盛んで、下ミャンマーから上ミャンマーへは米、塩、干し魚、外国製品が送られ、上ミャンマーからは石油、硝石、石灰、紙、漆器、木綿や絹の織物、鉄、刃物類、真鍮製品、ヤシ糖、玉ねぎ、タマリンド等が下ミャンマーに送られた。また、18世紀末ごろからのコンバウン朝による度重なる対外遠征や戦費の負担のために、庶民は貨幣負担を強いられ、そのための農産物の売買や金銭貸借も広範に展開していたといわれている。これらを仲介する商人やプローカーも活動していたであろう。19世紀後半にイギリスの植民地となってミャンマーは突然貨幣経済の海に投げ出された、といった従来の議論はやや短絡的にすぎると言えよう。

1.2 植民地化と米穀経済

1826年にテナセリム地方とアラカン地方が、1852年に下ミャンマーが、そして1886年にミャンマー全土がイギリスの支配下に置かれた過程を通じて、イギリス帝国主義下の植民地間分業体制のなかに組み入れられたミャンマーは、他の植民地および西欧への食料供給基地としての役割を担わされ、その枠組みを超えた発展の可能性を閉ざされた。王朝時代末期（19世紀後半）に行われようとした殖産興業の試みやミャンマー人による遠距離貿易の継承と発展の望みは断ち切られてしまった。ミャンマー人は経済の自由化と政治的無権利状況の中で、植民地経済社会の最下層へと押し込められていったのである。

植民地下のミャンマーにおけるもっとも特筆すべき経済変化は、下ミャンマーにおける稻作地の開発と米穀関連産業の発展である。当時、地味肥沃で人口希薄な下ミャンマーにはまだ膨大な未開墾地が残されていた。下ミャンマーの米の作付面積は、1870年代の180万エーカー（1エーカーは約0.4ヘクタール）から1930年代には1,000万エーカー近くに急増した。これに対し、その間の上ミャンマーの米作付面積も1890年の135万エーカーが1930年後半には250万エーカーに倍増したが、下ミャンマーの急成長には遠く及ばなかった。一方、米の輸出は、1870年に44万トンだったのが、1930年代には300万トンを超えるまでになった。帝国主義下の国際分業システムの中で、下ミャンマーは米の輸出基地として急速にその重要さを増していったのである。このように1

種類もしくはごくわずかな一次産品輸出がその地域の輸出の大部分を占める経済は「輸出経済」と呼ばれる。ミャンマー人の経済学者ラ・ミントは、このような現象を説明する際に、もともと高い余剰生産能力がある産物があって、国際貿易がこれに有効需要を提供すれば、輸出の爆発的増加が達成される、という「余剰のはけ口論」を提唱した。

下ミャンマーの未開墾地は、貧困や飢えのため上ミャンマーから押し出されてきたミャンマー人（そのほとんどはミャンマー族であるが若干の少数民族も含む）によって開墾されていった。上ミャンマーからの移民はほとんど無一文でやってきて、開拓資金や営農資金を高利貸からの借金で賄っていた。1900年代初頭までは未開墾地もまだ多く残っており、経済的好況にも恵まれて借金を返済できる者が多かった。だが1910年代以降、未開墾地（フロンティア）が減少、米価の動向が不安定になったことから、彼らが開拓した土地は、高利貸し、地主、商人たちの手中に急速に移っていった。

上ミャンマーからの移民のほかに、下ミャンマーには大量のインド人移民が流入した。彼らのほとんどは、南インドのマドラスとベンガル地方出身の貧農であり、単身で下ミャンマーにやってくる出稼ぎ労働者であった。しかし、一部は定着して、小作人や農業労働者としてミャンマー人の職を奪っていくばかりでなく、植民地政府の官吏や医者、弁護士などとして移住してくるものもいた。なかでも、有名なのは金貸しカーストのチェティアである。彼らは高利でミャンマー人に金を貸しては、土地を奪い取っていった。

1910年、ミャンマーの全耕地面積1,061万エーカー中不耕作地主の所有面積は148万エーカーで14%にすぎなかったが、1937年には、全耕地面積1,930万エーカー中約3分の1の644万エーカーが不耕作地主のものとなっていました。とくに下ミャンマーでは全耕地1,120万エーカー中半分以上の531万エーカーが不耕作地主所有の耕地となった。人数でみると、1931年時点での下ミャンマーの農業就業人口の構成は、不耕作地主2%，自作農20%，小作農20%，残りの58%は経営耕地のない農業労働者という状態であった。つまり約半分の耕地をわずか2%の不耕作地主が支配していたのである。そして、不耕作地主所有耕地の半分以上はインド人をはじめとする外国人の手中にあった。

生産手段としての土地ばかりでなく、流通組織も非ビルマ人の所有となつていった。米の輸出に関して言えば、ヨーロッパ向けはヨーロッパ人、インド・セイロン・インドネシア向けはインド人、中国・日本・マレーシア向けは中国人の手に握られ、ミャンマー人の参入は非常に困難であった。精米所も港湾部の大精米所のほとんどは非ミャンマー人所有のものであり、ミャンマー人所有の精米所は内陸部の小規模なものに限られていた。他の分野においても、大企業のオーナーや政府の高官にはイギリス人が座り、中間管理職や専門職、あるいは金融業や商業にはインド人や中国人等の移民が従事した。ミャンマーの地の主人であったミャンマー人の大部分は農民や労働者として搾取されるという構造になっていた。

植民地時代のミャンマー社会は、「複合社会」という言葉によって言い表わすことができる。この社会においては、社会的分業が人種ごとに階層を成して構成されるのが特徴である。イギリス人を中心とするヨーロッパ人が、工業の大部分を支配し、政府や軍の上層部も彼らの手に握られていた。この下で、インド人が商人、金貸業者、下級官吏、地主などとして中間層を形成し、それより数は少なかったが中国人もこの層に属していた。かくして、ミャンマー人の大多数は、小作農や農業労働者として社会の最下層を形成することになった。彼らの言葉で表現するならば、ミャンマー人は〈奴隸状態〉におかれていたのであった。

2 戦後の経済発展

2.1 議会制民主主義期（1948-62年）

独立に先立つ1947年4月、制憲議会選挙が行われ、1944年に抗日のために結成された「反ファシスト人民自由連盟（AFPFL）」が圧倒的支持を獲得した。 AFPFLとは、独立の父アウンサンを中心に組織され、日本軍からヤンゴンを解放し、そして戦後に植民地支配者として復帰したイギリスから独立を獲ち取った政治団体である。だが彼は47年7月に暗殺され、彼を引き継いで

AFPFL の総裁となったウー・ヌ首相の下で、1948年1月、ミャンマーは「ミャンマー連邦（英語名 Union of Burma）」として独立を達成した。

一方、日本軍とともに英軍と対戦し、さらには抗日戦争を戦い抜いて、ミャンマーの独立を武力で支えてきた軍は、政治的中立を維持していた。ミャンマーでは独立直後から、カレン、モン、シャン等の少数民族軍や共産党軍の反乱が勃発したが、ネーウィンに率いられた軍は、ウー・ヌの文民政府を支持して、これらの反乱軍と戦いつづけた。こうして「国を守る軍」という神話が作られ、後の軍政支配に繋がるのである。

独立直後におけるミャンマーの経済開発政策の特徴は次の3点に集約することができる。

まず第1は、隸属的経済体制の清算である。独立前のミャンマーは、土地、鉱物、森林、河川等の自然資源に恵まれながら、そこから発生する利益は、国内の開発に当てられないで、海外に流出していた。これをミャンマー人の手に取り戻し、複合社会を解体すること、すなわち民族主義に基づく「経済のミャンマー化」が焦眉の課題であった。

第2は戦争被害の復旧を早急に成し遂げることである。第2次世界大戦中の日本軍の占領とその後のイギリス軍再占領によって、ミャンマーの生産設備は多大なる被害を受けた。1949/50年度の総生産額は戦前を41%も下回っていた。最重要作物の米に関しては、作付面積が4分の3、生産量が3分の2、輸出量が3分の1にそれぞれ減少していた。独立と同時にイギリス人を中心に經營、技術、行政等の専門家が出国したことは、民族主義的観点からは喜ばしいことであったが、当面の経済復興が手間どる要因ともなった。

第3は社会主義的福祉国家を指向したことである。この基本方針は先述の制憲会議が独立に先立つ1947年に公布した憲法に明記され、重要産業の国営化や経済の計画化が謳われている。すなわち、憲法第41条は国民福祉や国力の向上のために経済計画を導入すること、第23条は、公共の利益のために、法律で定めた補償を伴って、私有財産の制限および国有化を行うことができるここと、そして第30条は、国家が最終的土地所有権とその再配分権を持つことを規定している。

農業部門では、1948年に公布され、その後大幅な修正を経て1953年に再交付された農地国有化法に基づいて、不耕作地主所有の農地が国有化されて、農地の足りない自作農や小作農がこの農地の配分に与ることになった。だが執行官である役人の腐敗や政権政党である AFPFL 内の権力闘争、あるいは内戦による治安不良のために、農地改革は計画どおりには進まず、1958年に頓挫してしまう。再配分された農地は、農地として農地管理局に登録された農地 19,574,471 エーカーのわずか 17 % でしかなかった。また政府は憲法および農地国有化法の趣旨にそって、農地を配分された農民の集団化を進めようとしたが、これも達成されなかった。一方農業生産は徐々に回復し、1958/59 年度の米作付面積は戦前の 81 %、生産量は 87 % まで回復し、さらに 1961/62 年度にはそれぞれ 88 %、91 % まで回復した。だがこの数値からわかるように、ミャンマーの最重要産物である米の生産は、結局この期間には戦前のレベルを回復するまでには至らなかった。

工業部門でも憲法の理念に基づいて国有化が高く掲げられた。戦前のミャンマーにおいては大規模工場のほとんどはヨーロッパ人、中規模工場はインド人や中国人の経営になるものが多く、ミャンマー人経営者は小規模工場にいたのみであった。また近代工場の過半は精米所であり、これが工場数の 67 %、労働者数の 61 % を占めていた。このほかの主な工業は製材と縫綿でこの 3 者が工場数の 82 %、労働者数の 64 % を占めていた。こうした状況に鑑み、まず鉄鋼、肥料、セメント、製紙等 65 種にもおよぶ国営工場の建設が計画された。これが国有化の第 1 の形態である。国有化の第 2 の形態は外国企業に政府が出資して合弁企業とし、政府出資比率を増加させて国有化するという方法である。石油やセメントなどでこの方法が採られた。国有化といつてもネーウィン政権のような強引な接収とは異なっていたのである。このため、政府が買収しなかった、外国人やミャンマー人所有の比較的小規模な工場は民間経済部門として残された。公企業を優先させながらも、この時代には私企業の活動範囲も広く残されていたのである。ともかく国有企業がミャンマーの工業化を引っ張り、民間部門がこれを補完するというのがミャンマーの工業化政策の柱であった。だが外貨不足と内乱のためにこの目論見はきわめて低い成果しか上げるこ

とができなかった。外貨不足の原因是、53年7月の朝鮮戦争の休戦による米の輸出価格の急落である。米輸出に頼る工業化はこの時点ですでにその不確実性を露呈していたのだった。

戦前1938/39年度の国内総生産を100とするとき、1958/59年によくやく102に達して戦前の水準に回復し、59/60年には107になった。しかし、1人当たりの生産高は同年で戦前水準の85にしか回復していない。また国営企業による工業化政策もほとんど進展せず、米穀生産に頼るモノカルチャー経済からの脱出も実現しなかった。だが、1952年から57年までの成長率は年平均6.0%を記録し、インドの3.6%，タイの3.7%といった近隣諸国の成長率から比べると非常に高い成長を達成したことでも事実である。その後成長率は低下し、第8-1表に見るようく、52/53年度から60/61年度までの平均成長率は4.5%に下がるが、それでもその後の10年間（1961/62-71/72年度の3.2%）よりは高い成長を達成している。他の一面からみると、議会制民主主義の混乱の中でも、ミャンマーは高い経済成長率を実現し、着実に戦後復興を成し遂げつづあったということもできるのでないだろうか。

2.2 ビルマ式社会主義期（1962-88年）

1950年ごろから表面化してきた政権党 AFPFL の内部対立は50年代を通じてさらに激化し、このため各省庁間の意思統一はなされず、経済政策もしばしば変更されて一貫性を欠いていた。政争のために国家の発展を顧みない政党政治家たちに軍は業を煮やしていた。自分たちは国家の安定のために反乱勢力と戦っているのに、政治家どもは何をしているのかという思いが軍部につのっていた。58年から60年までのネーウィン選挙管理内閣による軍政下で、官吏の綱紀肅正や物価の安定、治安の回復等の一定の成果を上げたことも軍の自信になっていた。1962年3月の軍事クーデターの背景はこのあたりにあるものと思われる。

クーデター後ただちに、軍はネーウィンを議長とし高級将校によって構成される革命評議会を結成し、同時に憲法を停止して、立法、行政、司法の三権を同評議会に集中させた。軍事政権はその基本綱領として4月に「ビルマ社会主

第8-1表 人口・収生産・GDP各増加率の比較
(単位 %)

年	人口増加率	収増産率	GDP成長率
1951/52-61/62	1.84	2.51	4.54
1961/62-71/72	2.22	1.81	3.16
1971/72-81/82	1.95	5.64	4.62
1981/82-86/87	2.00	0.29	3.93
1986/87-96/97	1.87	2.18	2.45

注1) 数値はすべて当該期間の年平均増加率である。

注2) ただし、1951/52-61/62までのGDP成長率は、1952/53年度から60/61年度までの8年間の年平均で代用。

出所) *Economic Survey of Burma, 1954, 1955年版, Statistical Yearbook 1961, Report to the People 1978/89, Statistical Yearbook 1997.*

義への道」を発表、これに沿って議会制民主主義を廃止し、ミャンマーの事情に即した社会主義体制の建設に邁進することを決定した。7月には、そのイデオロギーを実現するための一党独裁政党「ビルマ社会主義計画党 (Burma Socialist Programme Party, 以下 BSPPと略記)」が創設された。

ネーヴィン軍事政権は、その武力を背景に徹底的な国有化政策を遂行していく。農業部門では、地主は小作人を選ぶことができず、小作人も小作料も国家が決める（のちに小作料は無料になる）ことを制定した小作法や、借金の形に農地や農産物を取り上げてはならないことを明記した農民の権利保護法を制定して、地主の権利を奪い、国家がこれに代わって土地の所有者となり、農民には耕作権のみを与えた。この耕作権の見返りとして、農民は米を始めとする主要農産物を政府の定める価格で国家に販売しなければならなくなつた。さらに、農産物の流通、加工、輸出などや農業金融も国家が一元的に担うような改革が実行された。米は国家の最大の財政収入源および外貨獲得の手段であったので、米を押さえることはミャンマー経済の根幹を握ることであった。農業以外の部門では、63年2月の銀行の国有化を皮切りに、タバコ製造、製材、石油、繊維加工といった主要産業が次々に国有化されていった。65年には「社会主義確立のための権限移譲法」が制定され、国家にはあらゆる企業を好きなように国有化できる権利が与えられた。こうして、60年代半ばには植民地的

な経済体制はほぼ一掃され、国営経済機構がこれに取って代わった。つまり、外国人を含む民間人の所有していた生産・流通手段を国有化、すなわちミャンマー化し、米を中心とする農産物とチーク材を国家が一元的に輸出し、それで稼いだ外貨で原材料や生産財を輸入して工業化を実現していくというシナリオが、植民地的モノカルチャー経済から脱皮するために採られたビルマ式社会主義の開発戦略だった。ウー・ヌ政権時代に一度失敗した政策を、独裁権力下で今一度徹底化しようとした訳である。そして、「鎖国」的とも言うべき極端な政治的、経済的排外主義の下で、この政策は実行されたのである。

ビルマ式社会主義の特異性はそのイデオロギーにある。その思想書は資本主義も共産主義も唯物（ただもの）論であるとしてこれを否定し、物質に対する精神の優越を唱えている。このため政権は世俗主義を唱えながらも仏教を弾圧することではなく、宗教は社会主義体制下で貧困化する国民の心の拠り所となつた。ビルマ式社会主義においては社会主義が至上で最後の体制であり、共産主義へ向かうことはない。そのためソ連や中国といった共産党の支配する体制とは国際的連携を持たず、国内では共産党と戦う反共政権であった。またミャンマーにおいては、反植民地闘争は反資本主義闘争と表裏一体をなしており、社会主義は民族主義とほぼ同義であった。社会主義と徹底的な経済のミャンマー化とは不即不離の関係だったのである。

このような思想的特質に対し、その経済運営システムは一般的な社会主義体制と大差があったわけではない。すなわち、生産手段の国有化、計画経済制度と中央集権的経済管理、流通機構の統制と貿易の国家による独占、金融機構の国家管理、国営企業による輸入代替工業化、といった諸政策は他の社会主義諸国とほとんど変わることとはなかったのである。ただし、先述のように農地は国有化したものの集団化は行われず、小農には耕作権のみが与えられ、彼らはその見返りに農産物を国家に供出するという制度が採用された。

ビルマ式社会主義は1962年から1988年まで四半世紀にわたって続いた。この存続の要因としてまず第1に考えられるのは、社会主義体制と軍の命令システムとが共鳴したということである。中央集権的な上意下達の国軍の命令システムはそのまま社会主義の行政制度や地方の支配に採り入れられたのである。

第2に闇経済の発達が挙げられよう。統制された農産物、工業製品、輸入品では国民の需要をまったく満たすことができず、巨大な非公式経済（闇経済）が発達した。高級軍人や公務員から貧農や乞食まですべての人々がこれを利用し、生き長らえてきた。国家権力は常に闇市場を非難し取り締まってきたが、その圧倒的な経済力と蘇生力の前にはなすすべもなく、逆にこれに寄生してきたのである。第3に、少数民族との内戦の継続が挙げられる。閉鎖主義による中央部の貧困化と闇の国境貿易による周辺部すなわち少数民族居住地区での経済的自立性の確立という状況は、政権の掲げる国家の「統合」を形骸化させ、国軍は武力を持って少数民族を支配しようとするしかなかった。この内戦の継続は、国民の統合のために戦うという一種の正統性を軍に持たせることになったのではないだろうか。そして第4の要因は、これが最も重要なことであると思われるが、ミャンマーにはそれまでの「蓄積」が豊かであったということである。この蓄積とは、経済的には英領植民地期に培われた米とチーク材の輸出経済の伝統であり、政治的には独立闘争を担い、反乱軍と戦って国家の統一を維持する「軍の正統性」を意味する。

だがこの「蓄積」も1972/73年ごろには枯渇状態に陥る。第8-1表に見るようく、61/62年度からの10年間の穀の増産率は人口増加率を下回っている。農民を搾り取るだけの低米価供出制度は、営農意欲を殺いで農業生産の停滞を招き、農民の供出忌避にあって、ついには米の輸出余力をほとんど失ってしまうのである。米輸出による資本蓄積戦略はすでに絵に描いた餅にすぎなくなっていた。また、経済に素人の軍人経営は上意下達の硬直的なものであり、経済効率を悪化させるばかりであった。中央からの厳しい経済統制は物流の停滞や企業化的精神の減退を招き、統制のコストばかりが高くなり、生産の実効を上げることができなかつた。そして生産の停滞のために少量しか生産できない工業製品には、党や軍につながる特権層しかアクセスできなくなり、これを闇経済に横流しして儲ける軍人や公務員が目立ち始める。こうして軍の正統性はしだいに失われていったのである。

こうした「蓄積」の枯渇状態に対して、ネーウィンは政治的には「民政移管」と党内の肅正、経済的には外国からの援助の積極的受入れ、という見せ掛

けの改革でこの急場をしのぐ。すなわち、73年の「ビルマ連邦社会主义共和国憲法」制定を通じて、74年に人民評議会が召集され、「民政移管」がなされた。革命評議会は解散し、人民議会が国家の最高決定機関とされた。だが、新憲法では BSPP が唯一の政党として認められ、すべての国家機構はこの BSPP の指導に従うものとされたため、実質的な法律・政策決定の権限はすべて BSPP に集中していたと言ってよい。BSPP の議長にはもちろんネーウィンが就き、また共和国の大統領にも就任したので、「民政移管」といっても、彼の独裁体制が「合法化」されたにすぎず、その本質は引続き軍事独裁であった。一方、外国援助をカンフル剤とした、国営企業間の競争やボーナス制度の導入は、一時的には経済を上向きにしたが、これはあくまでも社会主义体制内での改革であり、経済音痴の軍人が経済活動を指導していくという体制には変わりがなかった。結局、経済援助による工業化政策も失敗に終わり、債務だけが累積していった。わずかに食料増産援助を梃子に78年から82年にかけて、高収量品種稻の作付けが増加して米の生産量が急増したが、灌溉設備の未整備のためにその伸びはそこで完全に止まってしまった。1981/82年度からの5年間の畠増産率は、第8-1表に示すように、わずか0.3%にすぎなかった。

経済援助による工業化と米輸出国の再生という期待が短期間で失望に変わった80年代前半、しだいに経済状況が悪化してくると、賄賂や闇経済の横行、言論・思想の統制、物価の上昇など政権当初からあった諸問題がいつそう顕在化し始め、独裁体制への民衆の不満がしだいに限界に近づいてくる。80年代中期はこうしたジリ貧経済の中で畠米供出の強化による農民の搾取とそれに対する反発および闇米経済の巨大化がさらに進行した。畠の供出価格と闇価格はこの時点できつと開きが出てきており、供出米を集めるためには膨大な監視、徵發、流通コスト等がかかるようになっていた。そして1987年、ネーウィン政権はついにビルマ式社会主义の開発政策の根幹である農産物の供出制度の撤廃を余儀なくされる。これはまさにビルマ式社会主义四半世紀の歴史の自己否定に他ならない。このようにネーウィン政権が政策の失敗を事実上認めたことと、供出制度とともに存続していた配給制度が廃止されて都市でのインフレが激化したことがあいまって、長年鬱積していた民衆の憤懣がついに爆発す

る。それが88年の民主化闘争である。米輸出経済への固執とその失敗が招いたのが、この大衆運動とその後の体制転換だったのである。

3 軍事政権下の市場経済化（1988年-）

1988年9月、国民の民主化要求運動を武力制圧して登場した軍事政権、国家治安秩序再建評議会（State Law and Order Restoration Council, 以下 SLORCと略記）は、自由な総選挙の早期実施および選挙後の民政移管と経済の自由化を公約し、社会主義の失敗と国民の殺戮によって地に墮ちた国軍の正統性を回復しようとする。ところが90年5月に実施された選挙では、反軍勢力の国民民主連盟（National League for Democracy, 以下 NLDと略記）が、書記長ウンサンスーチー女史の自宅軟禁にもかかわらず、全議席数476のうち392議席を獲得して大勝し、直ちに憲法を制定して歐米並みの民主主体制の確立を目指す。この予想外の選挙結果に対し、国軍主導の漸進的体制改革を目論むSLORCはこれを無視し、選挙結果とは直接関係のない国民会議によって憲法を制定することとし、93年1月から断続的にこの会議を招集している。さらに世代交代と腐敗幹部の一掃を目的として、97年11月、SLORCはメンバーの大幅な入替えと内閣の大改造を行い、その呼称も SLORC から国家開発平和評議会（State Peace and Development Council, SPDC）に変えた。だからといって、軍政の体質が変わったわけでもちろんない。他方、選挙で勝利したNLDは、軍政からさまざまな形での弾圧を受け、国政には一切関与できず、細細と反政府運動を続けていたにすぎない。

選挙後の民政移管という国民との約束を反故にした国軍への国民の信頼は、ほぼ失墜したと言える。そしてその正統性回復の方途はとりあえず経済の自由化一点に残されているのみである。こうした経緯から、軍政は市場経済化による「経済開発」路線をひた走ろうとしている。以下、経済改革のパフォーマンスと、それを制約する国際的なあるいはミャンマー特有の政治的経済的要因をみていくことにしよう。

3.1 産業構造の変化

国内総生産の構成比を見てみると（第8-2表）と、まずビルマ式社会主义時代（1962-88年）を通じてGDPの部門別構成が全くといってよいほど変化していないことに気づく。この点からも、「農産物輸出による工業化戦略」が失敗したことを窺い知ることができる。さらに続けて、1990年代の市場経済化以降の構成比の変化を見てみると、ペティ＝クラークの法則とは逆に、農業部門の構成比の増加が著しい。またこの部門の成長が、92/93年以降の高い経済成長を支えてきたことも表から読み取ることができる。無理な工業化戦略のいわば犠牲となっていた農業部門が、市場経済化によって、少なくとも短期的には、順調な伸びを記録したということができよう。就業構造に関しては、社会主义時代の開始時期から現在に至るまでほとんど変化がみられない（第8-3表）。産業間で人が移動するという現象は、市場経済化以降もミャンマーではまだあまり大規模には起こっていないのである。産業構造変化の停滞とは対照的に、所有形態別のGDPシェアでは大きな変化が見られる（第8-4表）。農業部門や畜・水産部門は社会主义時代から生産活動は民間に任せていたので大きな変化はないが、鉱業および製造業部門で民間部門が大きくシェアを伸ばしており、民間の金融も登場してきたことが目立っている。鉱業部門の民間シェアの増加は、国有鉱山の採掘権を民間に売却したことによるもので、製造業のそれは、国営部門の停滞、農・水・畜産物の国有加工施設の民間へのリース、およびわずかながらの合弁企業の設立によるものである。いずれにしても、GDPシェアの増加が民間部門の急速な成長によって起ったというには躊躇せざるをえない。この部門での民間部門の成長は、依然として残る政府の過大な干渉の撤廃と外資を含めた投資の増加にかかっているものと思われる。

3.2 農業部門の改革

1970年代後半に高収量品種の導入と日本などからの化学肥料の援助によって記録的な増産を遂げた米の生産は、82年以降その伸びをぱったりと止めてしまい（第8-1表、第8-1図参照）、これが1988年の動乱の要因となったこと

第8-2表 ミャンマーの

年度→	1961/62		1971/72		1981/82		1987/88	
部門	価額	構成比(%)	価額	構成比(%)	価額	構成比(%)	価額	構成比(%)
農業	2028.0	26.0	2953.6	27.8	4831.7	28.9	5781.9	27.9
畜産・水産業	434.5	5.6	823.5	7.7	1095.9	6.6	1456.7	7.0
林業	226.4	2.9	276.5	2.6	368.9	2.2	426.5	2.1
鉱業	105.1	1.3	137.2	1.3	197.6	1.2	260.3	1.3
製造業	818.2	10.5	1107.4	10.4	1704.8	10.2	2042.7	9.9
電力	35.6	0.5	65.1	0.6	207.6	1.2	366.0	1.8
建設	151.1	1.9	200.2	1.9	454.8	2.7	561.2	2.7
運輸	448.9	5.8	608.5	5.7	846.2	5.1	1121.1	5.4
通信	25.8	0.3	39.8	0.4	90.9	0.5	194.3	0.9
金融	88.3	1.1	168.6	1.6	679.2	4.1	915.9	4.4
社会行政サービス	574.9	7.4	903.4	8.5	1671.9	10.0	2263.4	10.9
賃貸料他	575.2	7.4	757.2	7.1	999.5	6.0	1207.2	5.8
商業・貿易	2285.6	29.3	2599.7	24.4	3568.0	21.3	4117.6	19.9
国内総生産	7797.6	100.0	10640.7	100.0	16717.0	100.0	20714.8	100.0
(GDP成長率)								(-4.0)
1人当たりGDP	344.0		377.0		488		537	
輸入	1309.7	16.8	757.4	7.1	1241.3	7.4	864.2	4.2
輸出	1275.1	16.4	681.0	6.4	810.0	4.8	838.9	4.0

注) 1961/62-1987/88年度は1969/70年不変価格、91/92年度以降は85/86年不変価格。

出所) Report to the Pyithu Hluttaw, 各年版. Review of The Financial, Economic and Social Conditions, 各年版.

はすでに述べた。軍政もこれをよく認識しており、米の増産に高いプライオリティをおいている。まず自由化に関してであるが、綿やジュートなどの工業原料作物と米を除いては、統制がほとんど撤廃されている。米の供出は残っているものの、その配給先が軍用、一般公務員、学生および病院に限定されたので、供出割当てははるかに軽くなり、残りは自由に処分できる。ただし、地方政府や軍が場当たり的に米やゴマ、豆類などを農民に供出させている例が見られ、これが農民の不満を呼んでいる。米の増産政策に関しては、1962年以降30年間にわたってほとんど変化なく停滞してきた米の作付面積が、92年以降急増し(第8-1図)，これに伴って生産量も急速に伸びている(第8-1図)。これは政府が灌漑施設の整備に力を入れ、それまでほとんど行われていなかった乾期水稻作が普及しはじめたためである。だが社会主义時代の遺制である農地

部門別国内総生産の推移

(単位 100万チャット(1人当たり表示は、チャット))

1991/92		1992/93		1993/94		1994/95		1995/96	
価額	構成比(%)								
18708.3	34.2	21028.6	38.4	22008.7	37.9	23483.3	37.6	26246.4	38.3
3816.7	7.0	3990.2	7.3	4182.0	7.2	4435.0	7.1	4738.3	6.9
926.0	1.7	895.6	1.6	904.5	1.6	775.4	1.2	740.3	1.1
491.7	0.9	590.2	1.1	654.9	1.1	750.1	1.2	908.5	1.3
4376.4	8.0	4850.0	8.9	5305.9	9.1	5773.6	9.2	6449.1	9.4
362.5	0.7	475.4	0.9	591.5	1.0	640.1	1.0	667.4	1.0
1452.3	2.7	1614.7	2.9	1804.4	3.1	2077.5	3.3	2601.0	3.8
2017.2	3.7	2199.9	4.0	2402.3	4.1	2648.9	4.2	2715.1	4.0
420.5	0.8	529.9	1.0	579.4	1.0	691.9	1.1	719.6	1.1
315.5	0.6	363.0	0.7	502.5	0.9	740.2	1.2	841.7	1.2
3573.9	6.5	3678.4	6.7	3944.0	6.8	4200.3	6.7	4415.6	6.4
2368.3	4.3	2453.5	4.5	2539.4	4.4	2641.0	4.2	2749.3	4.0
11104.0	20.3	12087.2	22.1	12648.9	21.8	13568.1	21.7	14735.5	21.5
49933.3	100.0	54756.6	100.0	58068.4	100.0	62425.4	100.0	68527.8	100.0
(-0.6)		(9.7)		(6.0)		(7.5)		(9.8)	
1202		1293		1347		1421		1532	
3847.7	7.7	3829.6	7.0	5430.6	9.4	5105.6	8.2	5959.3	8.7
3925.5	7.9	5381.3	9.8	6228.9	10.7	6527.6	10.5	6547.0	9.6

国有制とそれに基づく強制栽培制度は依然として効力を保っている。この制度を背景に、米以外の作物を作付けたほうが有利な土地において、稲の作付けが強制されているところもある。米の大増産は必ずしも市場の刺激によるものではないようである。

3.3 商業・貿易の自由化

輸出入業務の自由化は1988年の10月に宣言された。軍事政権が成立後真っ先に行なった自由化政策である。またそれまで密輸と同義であった国境貿易も同時に合法化され、闇経済の顕在化によって関税収入が増加し、中国やタイから消費財が輸入されて慢性的であったモノ不足が改善された。輸出入業者は93/94年度までは登録民間企業の約半数を占め(第8-5表)、ミャンマーの流通自

第8-3表 就業人口構成の推移
(単位 千人)

	1964/65		1978/79		1989/90		1995/96	
農業	6,408	64.8	8,360	64.6	10,079	66.1	11,272	64.1
畜産・漁業	147	1.5	171	1.3	360	2.4	388	2.2
林業	30	0.3	166	1.3	175	1.1	188	1.1
鉱業	51	0.5	68	0.5	98	0.6	116	0.7
製造業	727	7.3	968	7.5	1,137	7.5	1,481	8.4
電力	13	0.1	15	0.1	17	0.1	19	0.1
建設	109	1.1	189	1.5	174	1.1	354	2.0
運輸・通信	294	3.0	430	3.3	385	2.5	441	2.5
社会サービス	163	1.6	262	2.0	394	2.6	563	3.2
行政	344	3.5	498	3.9	562	3.7	776	4.4
商業・貿易	728	7.4	1,239	9.6	1,405	9.2	1,715	9.8
その他	880	8.9	566	4.4	455	3.0	274	1.6
合計	9,894	100	12,932	100	15,241	100	17,587	100

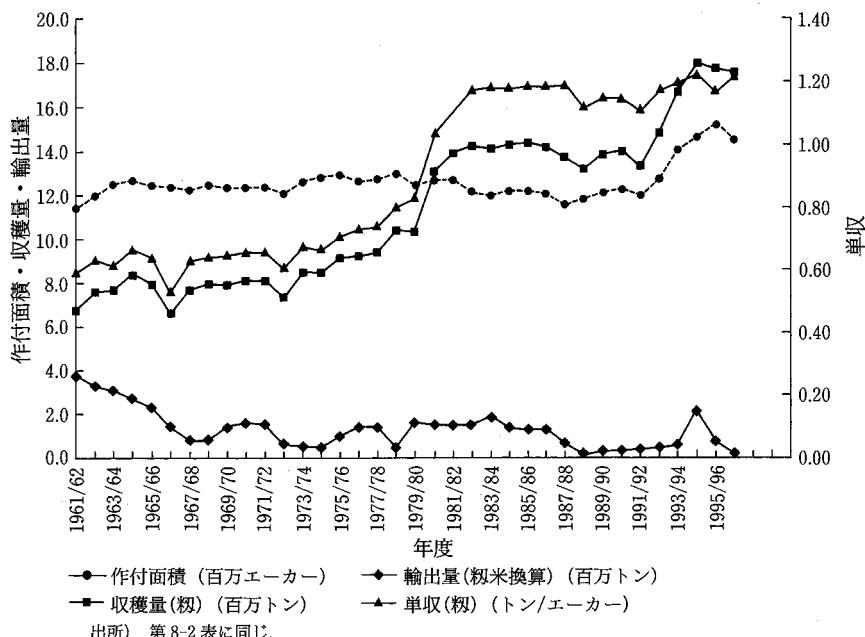
出所) Report to the Pyithu Hluttaw, 各年版. Review of The Financial, Economic and Social Conditions, 各年版.

第8-4表 所有形態別 GDP シェア
(単位 %)

年度	1961/62			1974/75			1984/85			1992/93			1995/96		
部門	国営	協同組合	民間	国営	協同組合	民間	国営	協同組合	民間	国営	協同組合	民間	国営	協同組合	民間
農業		100.0	0.2	99.8	0.3	4.5	95.2	0.2	1.9	97.9	0.2	1.6	98.2		
畜産・水産業	0.05	0.05	99.9	0.6	0.4	99.0	1.8	1.4	96.8	0.8	1.3	97.9	0.4	1.3	98.3
林業	17.8	0.1	82.2	33.8	1.4	64.7	31.0	4.6	64.4	44.9	0.6	54.5	40.7	0.9	58.4
鉱業	1.5		98.5	83.9	1.6	14.6	88.5	2.5	9.0	56.9	1.0	42.1	59.0	0.8	40.2
製造業	28.6	0.8	78.7	36.4	2.7	60.9	55.2	2.8	42.0	28.4	2.4	69.2	27.4	0.8	71.8
電力	100.0			100.0			99.9	0.1		99.9	0.1		99.9	0.1	
建設	51.5		48.5	55.4		44.6	80.7	1.2	18.2	83.8	0.1	15.2	85.7	0.2	14.1
運輸	31.3		68.6	37.6	1.4	61.1	36.6	5.3	58.1	41.4	1.8	56.8	36.2	0.0	62.4
通信	100.0			100.0			100.0			100.0			100.0		
金融	43.5		56.5	98.9	1.1		98.8	1.2		88.3	9.6	2.1	72.8	11.8	15.4
社会行政サービス	100.0			100.0			98.8	1.2		91.3	0.9	7.9	90.2	0.4	9.5
賃貸料他	0.5	0.3	99.2	9.6	1.8		13.3	5.5	81.2	6.6	2.2	91.2	5.7	1.9	92.4
商業・貿易	23.5	1.9	64.7	38.1	3.7	88.6	46.5	10.4	43.1	23.3	6.0	70.8	23.0	2.4	74.5
合計	24.8	0.7	74.5	31.9	1.5	66.6	38.4	4.8	56.8	22.1	2.7	75.2	22.5	1.6	75.9

出所) Report to the Pyithu Hluttaw, 各年版. Review of The Financial, Economic and Social Conditions, 各年版.

第8-1図 稲の作付面積と収穫量および輸出量の変遷



第8-5表 民間企業登録数の推移

(単位 社)

	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97
輸出入業	4,813	6,032	4,277	5,510	7,410
ビジネス代理業	947	1,225	1,509	1,805	1,981
株式会社	2,269	3,401	4,784	6,672	8,814
合資会社	850	949	1,055	1,108	1,166
外国企業	183	296	442	658	984
合弁企業					
(a)	13	16	17	23	29
(b)	13	13	53	64	78
外資法企業 (c)	23	32	21	11	66
その他	29	31	31	32	33
旅行業	69	145	288	455	573
旅客運輸業	71	287	825	1,283	1,562
ホテル	27	71	124	179	266
民宿	19	62	109	177	229
旅行ガイド	87	247	601	1,407	2,124
合計	9,413	12,807	14,136	19,384	25,315

注) (a) 国営企業と国内民間企業との合弁。 (b) 国営企業と外国企業との合弁。 (c) 外資法に基づく合弁。

出所) Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook, 1997*.

第8-6表 主要

	価額(百万チャット)							
	1946/47	1953/54	1957/58	1964/65	1974/75	1982/83	1987/88	1992/93
輸出額	479.0	1059.0	893.0	1081.0	911.6	3003.3	1655.2	3504.7
輸入額	473.0	947.0	1110.0	1413.1	1015.8	6313.6	4065.7	5092.2
<主要輸出品>								
農産物				859.0	524.8	1560.0	452.0	1034.0
米	375.0	840.0	662.0	645.1	354.3	1143.0	254.0	249.0
豆類		47.0	41.0	97.1	46.2	264.0	131.0	667.0
メイズ				3.6	3.8	31.0	11.0	29.0
生ゴム				18.7	16.9	60.0	31.0	71.0
木材		28.0	59.0	148.0	230.8	804.0	745.0	1099.0
チーク	42.0	25.0	58.0	146.9	224.6	731.0	684.0	765.0
堅木		3.0	1.0	1.1	6.2	73.0	61.0	334.0
水産物								259.3
卑金属・鉱石	15.0	45.0	39.0	60.5	80.0	280.0	117.0	27.0
貴金属・宝石				n.a.	10.4	95.0	77.0	108.0
<主要輸入品>								
(消費財)		705.0	625.0	536.1	145.6	482.6	234.1	913.4
(生産財)		242.0	483.0	874.5	866.6	5787.3	3822.0	2878.2
食料油	1.0	2.0	34.0	13.6	22.4	29.5	26.2	321.2
ミルク類	7.0	17.0	45.0	68.6	25.3	33.0	3.8	35.1
化学肥料				15.1	5.3	266.7	89.1	61.3
セメント				1.5	0.9	5.7	1.3	33.4
鉱物油	22.0	18.0	17.0	20.1	33.4	101.4	19.5	83.2
卑金属加工品	34.0	109.0	145.0	159.1	134.4	722.9	697.1	525.8
電機電子機器				n.a.	34.3	528.0	640.2	290.1
その他の機械	38.0	130.0	309.0	237.5	238.8	2931.0	1937.9	1195.9

出所) Central Statistical Organization, *Selected Monthly Economic Indicators, July and August 1967, 1978*. The Revolutionary Council of the Union of Burma, *Report to the people, 1965-66, 1971-72*. Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook, 1997*.

由化政策の担い手となった。だが小規模輸出入業者の乱立は限定された輸出品の奪い合いを招き、もともと輸出余力の少ないゴマや落花生などの伝統的農産物の価格騰貴を引き起こし、これらの作物については再び輸出制限がなされるようになった。

外貨保有に関する規制緩和も行われ、当初輸出業者は獲得外貨の60%のみを留保できたが、90年には100%留保して輸入資金に割り当てられるようになった。また外貨の運用は口座振替に限られ、外貨の現金取引きは禁じられて

輸出入品目

	構成比 (%)									
1995/96	1946/47	1953/54	1957/58	1964/65	1974/75	1982/83	1987/88	1992/93	1995/96	
5017.2										
10301.6										
2321.0				79.5	57.6	51.9	27.3	29.5	46.3	
439.8	78.3	79.3	74.1	59.7	38.9	38.1	15.3	7.1	8.8	
1357.9		4.4	4.6	9.0	5.1	8.8	7.9	19.0	27.1	
46.4				0.3	0.4	1.0	0.7	0.8	0.9	
451.3				1.7	1.9	2.0	1.9	2.0	9.0	
1147.0		2.6	6.6	13.7	25.3	26.8	45.0	31.4	22.9	
781.4	8.8	2.4	6.5	13.6	24.6	24.3	41.3	21.8	15.6	
101.5		0.3	0.1	0.1	0.7	2.4	3.7	9.5	2.0	
567.3								7.4	11.3	
103.7	3.1	4.2	4.4	5.6	8.8	9.3	7.1	0.8	2.1	
109.2					1.1	3.2	4.7	3.1	2.2	
2572.7		74.4	56.3	37.9	14.3	7.6	5.8	17.9	25.0	
6175.3		25.6	43.5	61.9	85.3	91.7	94.0	56.5	59.9	
1087.0	0.2	0.2	3.1	1.0	2.2	0.5	0.6	6.3	10.6	
116.1	1.5	1.8	4.1	4.9	2.5	0.5	0.1	0.7	1.1	
0.0				1.1	0.5	4.2	2.2	1.2	0.0	
198.2				0.1	0.1	0.1	0.0	0.7	1.9	
426.4	4.7	1.9	1.5	1.4	3.3	1.6	0.5	1.6	4.1	
827.1	7.2	11.5	13.1	11.3	13.2	11.4	17.1	10.3	8.0	
956.4				n.a.	3.4	8.4	15.7	5.7	9.3	
1741.2	8.0	13.7	27.8	16.8	23.5	46.4	47.7	23.5	16.9	

いるものの、93年の外貨兌換券 (Foreign Exchange Certificate, 以下 FEC と略記) の発行によって、国内に限って少額の外貨取引きが可能になった。しかし実勢レートと40倍以上の乖離がある為替レートの過大評価の問題は依然として残っており、輸出促進の大きな障害となっている。さらに、1997年7月に出された、FECを引当とする外貨送金を1カ月あたり5万ドルに制限するという通達は、貿易間連業者の活動に深刻な影響を及ぼしている。輸入ライセンス取得のための手続きの煩雑さやそれに伴う申請料を大幅に上回る賄賂など、

第8-7表 主

	輸出額（百万チャット）						
	1953/54	1957/58	1964/65	1974/75	1982/83	1987/88	1992/93
東南アジア			239.7	194.3			
シンガポール					432.8	191.1	653.7
マレーシア	136.0	43.0			93.3	41.8	59.9
インドネシア	177.0	94.0			211.0	—	14.2
タイ					57.1	141.7	483.2
中国	7.0	43.0	87.5	212.8	8.4	152.7	422.6
香港	38.0	12.0			248.6	120.0	346.2
パキスタン	2.0	70.0	33.4	46.6			
インド	38.0	262.0	106.9	0.9	121.3	284.5	641.4
バングラデシュ				3.5	129.1	6.9	29.6
日本	175.0	90.0	122.7	303.1	246.1	84.3	204.7
韓国					26.4	3.1	27.6
アメリカ	22.0	15.0	4.3	28.5	4.1	7.7	74.4
連合王国	85.0	78.0			1,458.1	645.6	697.9
その他							
総輸出額（注）	1,059.0	893.0	1,081.0	911.6	3,036.3	1,679.4	3,655.4

注) 輸出には再輸出も含む。

出所) The Revolutionary Council of the Union of Burma, *Report to the People, 1971-72.*

simankein nhin bandayei wongyi htana, pyidaungzu sosheli thamada myanma nainngandaw bandye,
Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook, 1997.*

現政権の政策および行政システムの不透明さが貿易振興の足枷になっているといわれて久しいが、これに追い討ちをかけるような事実上の輸入制限政策の突然の布告は、政権の場当たり的性格を端的に示しているものといえよう。

ミャンマーでは植民地期以降一貫して米が最重要輸出品目であったが、社会主義時代の生産の低迷のため、80年代後半には、木材輸出に首位の地位を譲ってしまった。90年以降も米は国内自給を優先させ、余ったときに輸出するという政策を探っているため、輸出を担っているのは豆類、木材、水産物などの一次産品である（第8-6表参照）。一方輸入に関しては、ほとんどの工業製品を輸入に頼るという植民地期からの構造が依然として続いている。ただし、国民の消費を犠牲にして生産財輸入に偏重していた社会主義時代の輸入構造は市場経済化とともに変化し、消費財の輸入が増加している。しかし上記の送金制限に伴って、消費財の輸入ライセンス取得が著しく制限されることになり、以前の輸入構造に後戻りする可能性もある。また消費財輸入のかなりの部分を食料油が占めてきており、農業国が自国で消費する油さえ自給できないという

要輸出相手国

1995/96	構成比 (%)							
	1953/54	1957/58	1964/65	1974/75	1982/83	1987/88	1992/93	1995/96
986.8			22.2	21.3	14.3	11.4	17.9	20.0
147.5	12.8	4.8			3.1	2.5	1.6	3.0
293.3	16.7	10.5			6.9	—	0.4	5.9
533.7					1.9	8.4	13.2	10.8
195.2	0.7	4.8	8.1	23.4	0.3	9.1	11.6	4.0
321.1	3.6	1.3			8.2	7.1	9.5	6.5
	0.2	7.8	3.1	5.1				
1,036.8	3.6	29.3	9.9	0.1	4.0	16.9	17.5	21.0
57.0				0.4	4.3	0.4	0.8	1.2
256.3	16.5	10.1	11.4	33.3	8.1	5.0	5.6	5.2
71.8					0.9	0.2	0.8	1.5
259.3	2.1	1.7	0.4	3.1	0.1	0.5	2.0	5.2
858.4		8.0	8.7		48.0	38.4	19.1	17.4
5,017.2	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0	101.6

sibwaye, luhmuye,acheane hnин patthedhi pyidhu kluttaw asiyinkanza, 1978-79.

由々しき事態となっている。

輸出入相手国を第8-7表、第8-8表で見てみると、社会主義時代は日本が最も重要な取引先であったが、自由化以降はシンガポール、タイ、マレーシア、インドネシアといったASEAN諸国の比重が急激に増加していることがわかる。また豆のおもな輸出先であるインドや北の大国中国との貿易関係も深まっている。ただし、工業製品の輸入相手国としては依然として日本が首位を保っている。

3.4 金融制度の改革

社会主义政権下ですべて国有化された金融機関については、90年7月に交付された中央銀行法、金融機関法、農業・農村開発銀行法の金融3法を中心に再編が進んでいる。金融機関法により、国内民間銀行の設立および外国銀行の駐在員事務所の開設が認められ、1996年6月時点で、国内民間銀行21行、外国銀行42行がライセンスを取得した。だが外国銀行には外貨の取扱いが認め

第8-8表 主

	輸入額(百万チャット)						
	1953/54	1957/58	1964/65	1974/75	1982/83	1987/88	1992/93
東南アジア			52.5		292.4	234.5	570.6
シンガポール					92.4	35.9	329.3
マレーシア	37.0	45.0			2.6	9.4	117.0
インドネシア	3.0	11.0			37.3	29.5	526.8
タイ							
中国	7.0	60.0	108.2	127.5	250.5	24.4	874.8
香港	28.0	62.0			69.6	28.6	39.7
パキスタン	3.0		79.6	12.0			
インド	219.0	141.0	65.6	36.4	46.7	2.7	124.8
バングラデシュ				3.7	48.7	0.0	29.7
日本	140.0	284.0	335.2	320.9	2,366.7	1,636.6	1,254.1
韓国					98.0	127.0	175.7
アメリカ	34.0		157.3	32.4	467.5	64.9	218.7
連合王国	226.0	300.0			2,541.2	1,872.2	831.1
その他							
総輸入額	947.0	1,110.0	1,413.1	1,015.8	6,313.6	4,065.7	5,092.2

出所) 第8-7表に同じ。

られていないので、これを期待して進出した銀行のいくつかが撤退を始めている。また度重なる公定歩合の引上げにもかかわらず、中央銀行金利 15 %に対し、インフレ率は公式統計でも 20 %を超えており（実際は 30 %と言われている）、実質金利はマイナスとなってしまう。このインフレの大部分は貨幣供給の増加によってもたらされたものである。中央銀行法によると、通貨供給の無制限の増大を抑制するために、中央銀行から政府に対する貸付けや政府債の引受けについて制限を設けているが、貨幣供給の無秩序な増加という現状をみるならば、中央銀行の独立性にははなはだ問題があるといわなければならない。

社会主义時代に、廢貨——法定貨幣がある日突然一片の布告によって使用できなくなってしまうこと——という無謀なインフレ退治および闇経済撲滅政策がしばしば行われたため、国民の貨幣や預金に対する信用はもともと薄い。そしてさらに、先述の FEC による外貨送金の制限は、外貨による保証がなされていると考えられていた FEC の信用も失墜させた。FEC はミャンマードルとも呼ばれる、ミャンマー国内のみで使用できる特別のドル紙幣である。ミャン

要輸入相手国

	構成比 (%)							
1995/96	1953/54	1957/58	1964/65	1974/75	1982/83	1987/88	1992/93	1995/96
1,521.2			3.7		4.6	5.8	11.2	18.2
1,038.0	3.9	4.1			1.5	0.9	6.5	12.4
377.1	0.3	1.0			0.0	0.2	2.3	4.5
724.0					0.6	0.7	10.3	8.6
1,173.0	0.7	5.4	7.7	12.6	4.0	0.6	17.2	14.0
47.3	3.0	5.6			1.1	0.7	0.8	0.6
	0.3	0.0	5.6	1.2				
376.4	23.1	12.7	4.6	3.6	0.7	0.1	2.5	4.5
21.0				0.4	0.8	0.0	0.6	0.3
1,919.7	14.8	25.6	23.7	31.6	37.5	40.3	24.6	22.9
264.1					1.6	3.1	3.5	3.2
105.9	3.6	0.0	11.1	3.2	7.4	1.6	4.3	1.3
807.7		23.9	27.0		40.2	46.0	16.3	9.6
8,375.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

マード本物のドルを市場で現地通貨と交換することは違法であるが、93年から、ドル→FEC→チャット（現地通貨）という方法で、市場レートで交換することが可能になり、逆方向の交換ももちろん保証されることになった。これによって庶民が外国製品に直接アクセスすることが容易になった。だがFEC発行高と外貨準備高にしだいに乖離が生じ、1997年初頭にはFEC発行高が4億ドルを超えたのに対し、外貨準備は2億ドルを割ってしまっていた。FECをドルに交換しなければならない外国送金の制限に政府が踏み切った背景がここにある。

国境貿易ばかりでなく、タイへの出稼ぎを通じても、タイ経済にかなり統合されているミャンマーでは、97年7月初旬のバーツ下落の影響を受けてチャットが急落した。そのうえ同月14日に出されたこの送金制限は、現地通貨に対する信用をますます下落させた。これに対し軍事政権は社会主义時代を思い出させるような通貨交換の取締りを始める。政権の強権的本質がこの通貨危機の中で垣間見えてきたようである。金融の自由化は一歩も二歩も遠のいたとい

第8-9表 部門別

	1989/90		1990/91		1991/92		1992/93	
	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額
農業							1	2.7
水産業			4	77.3			4	5.8
鉱業	1	54.1	4	55.1			4	33.4
石油・天然ガス	9	298.0	2	19.1			7	44.5
製造業	6	15.8	6	42.7	4	5.9	4	13.3
運輸業							1	1.0
ホテル・観光業	2	81.5	6	86.4			2	3.0
不動産業								
工業団地建設								
建設業								
その他								
合 計	18	449.5	22	280.6	4	5.9	23	103.8

注1) 認可額の単位は百万米ドル。

注2) 累積認可件数・額は1997年3月31日までの値。

出所) Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook, 1997.*

えよう。

3.5 外国投資の導入

外国投資法は軍政成立後最も早く制定された経済関係の法律である。鎖国排外主義的政策を一挙に転換して、四半世紀にわたった自力更生路線を断念したという意味で画期的であると同時に、外資に国を開けばいくらでも発展するであろうという、政権の経済政策の安直さを読み取ることができる。この政策転換に乗ってまずミャンマーに入ってきた大規模投資は、生産物分与方式の合弁契約による石油・天然ガスの探査・採掘企業である(第8-9表)。イギリスとフランスの投資額が大きいのはこれによるものである(第8-10表)。その後大型投資は3年ほど停滞したが、政府が1996年をミャンマー観光年とする構想を発表したことによって、93/94年度にはホテル・観光の投資が急増し、また94/95年度には天然ガス採掘への再投資と新たな開発のための投資が入った。この時点までは、農業、水産業、製造業といったミャンマー経済の安定的かつ長期的発展を担うような部門への外国投資の額が非常に少なかった。これに対

外国投資認可実績

(単位 件、百万ドル)

1993/94		1994/95		1995/96		1996/97		累積認可数・額	
件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額
2	7.6	3	148.2	2	13.1	2	17.5	17	269.502
2	20.9	1	0.5	15	155.8	15	178.3	42	498.099
2	19.5	3	1,039.5	1	14.8	10	695.6	34	2,131.003
9	17.8	20	76.7	4	21.3	29	923.6	82	1,117.061
		2	1.3	4	118.9	3	47.9	10	169.065
12	311.5	7	86.1	5	79.2	5	114.9	39	762.624
				6	251.5	8	623.5	14	875
				1	12.0	2	181.1	3	193.113
						1	17.3	1	17.267
				1	1.7	2	8.6	3	10.32
27	377.2	36	1,352.3	39	668.2	78	2,814.2	247	6,051.745

し、資源切り売り型と観光業への投資が圧倒的多数を占めた。この2つのタイプの投資は、現地通貨を介在させずに直接外貨が得られ、しかも短期間に利益を上げられるという点で共通している。政情への不安と二重為替レートの問題が大きく影を落としているといえよう。ところが94/95年ごろからこの傾向に変化が現われ始める。製造業への投資、および将来のビジネス・住宅需要を見込んでの不動産投資が増加し始めるのである。96/97年度になるとこの動きはますます顕著になった。その主な担い手は、木材加工やセメント生産などを中心とした、ASEAN諸国の企業である。しかしこの傾向が今後も継続するかということになると、疑問符を打たざるをえない。外貨送金規制は投資の大きなディスインセンティブとなりうるし、ASEAN諸国の通貨・経済危機もミャンマーへの投資を減少させる方向に働くをえないであろう。ミャンマーの人権問題を理由に欧米諸国が投資を手控えている状況下で、軍事政権はASEAN諸国や中国、韓国からの投資を期待していたが、アジアの経済不況はこの自論見を大きく狂わせそうである。

第8-10表 投資国

	1989/90		1990/91		1991/92		1992/93	
	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額
オーストラリア	1	25.2					1	2.0
オーストリア	1	71.5						
バングラデシュ			2	3.0				
カナダ	1	22.0						
中国							1	0.4
デンマーク								
フランス							1	10.0
ドイツ								
香港	1	1.0	3	11.4	1	0.7	3	14.4
インドネシア								
日本	1	40.0	2	60.0	1	0.7	1	0.5
韓国	3	50.1	1	3.3	1	4.0		
マカオ							1	2.4
マレーシア							1	8.6
オランダ	1	80.0						
フィリピン								
シンガポール	3	3.5	4	5.3			3	23.2
スリランカ								
タイ	2	64.1	6	96.9	1	0.6	4	8.3
イギリス	2	12.1	1	7.5			2	4.6
アメリカ	2	80.0	3	93.2			5	29.5
合 計	18	449.5	22	280.6	4	5.9	23	103.8

注1) 認可額の単位は百万米ドル。

注2) 累積認可件数・額は1997年3月31日までの値。

注3) 認可額のみの欄は追加投資。

出所) Central Statistical Organization, *Statistical Yearbook, 1997.*

3.6 遅ればせの開発体制

1990年の総選挙結果を無視した後、軍事政権はインドネシア型の開発体制を目指して、政治経済制度の整備を進めてきた。93年1月から憲法制定のために断続的に開かれている国民会議は、国軍の現体制の維持、連邦および地方における軍人議席の確保、非常事態における国軍最高司令官による全権掌握などを憲法草案に盛り込もうとしている。またインドネシアのゴルカルに似せて、93年9月に連邦団結開発協会(USDA)が結成され、全国で組織化が進

別外国投資認可実績

(単位 件、百万ドル)

1993/94		1994/95		1995/96		1996/97		累積認可数・額	
件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額	件数	認可額
		2	1.0	2	1.8	5	10.1	11	40.1
						1	1.0	2	72.5
				5	3.0	3	7.5	2	3.0
1	0.7	2	4.4	1	0.2	3	23.1	9	32.5
				1	13.4			8	28.8
			455.0					1	13.4
						2	5.4	3	470.4
						1	15.0	1	15.0
4	30.5	5	6.5	1	1.9			18	66.4
						4	211.0	4	211.0
				3	19.4	6	72.1	14	192.7
3	3.1	1	0.2			3	9.0	12	69.7
								1	2.4
2	45.2	4	15.8	2	157.7	10	235.1	19	462.3
		1	3.0			3	154.8	5	237.8
		1	6.7					1	6.7
9	228.8	6	55.1	12	287.4	16	603.5	53	1,206.7
		1	1.0					1	1.0
5	41.3	8	199.8	3	10.2	11	613.5	40	1,034.6
1	8.1	4	599.8	8	158.4	8	512.2	26	1,302.8
2	19.5	1	4.0	1	14.8	2	341.0	16	582.0
27	377.2	36	1,352.2	39	668.1	78	2,814.2	247	6,051.6

められている。インドネシアのスハルト政権だけでなく、マレーシアのマハティール、タイのサリットとタノム、フィリピンのマルコスといった政権を模しての体制づくりである。こうした体制下においては、政権が実施するあらゆる制度や政策の正統性が経済開発に求められ、批判勢力に対しては開発の名のもとに権威主義的政治権力によってさまざまな形で抑圧が行われる。開発体制が綻びを見せはじめている今になって、ミャンマーの軍政は時代錯誤にもこれを始めようとしているのである。

この体制づくりを補完する形で、軍は経済活動への参加を積極的に行ってい る。軍の医科大学や技術大学を作り、農場や工場を経営し、貿易や外国資本との提携にも乗り出して、あたかも巨大なコングロマリットを形成しているかのようにみえる。現役と退役の軍人によって組織された持株会社 (Union of Myanmar Economic Holdings Limited) は、政権と一体となって外国資本との提携を積極的に行い、国内でもさまざまな近代的ビジネスを展開している。また最近都市部で急増してきた民間の大規模店舗やホテル、遊戯施設などの大部分が何らかの形で軍およびその家族と繋がっているといわれている。他方、社会主義体制下で経済活動の片隅に追いやられた中国人やインド人などの資本家も速いテンポで復活してきている。今まで闇経済で細々と蓄えてきた蓄積を表に出し始めているのである。とくに中国、シンガポール、香港といった地域と緊密なネットワークを持つ華人たちの活躍が目立ってきた。彼らと軍事政権の結びつきも当然生じてきており、この点からもインドネシア型の開発指向が見えてくる。

ただし、60年代から同様の開発体制を探ってきた ASEAN 諸国と決定的に異なるのは、欧米や日本の市場、投資および経済援助が当面は期待できない状況下で経済開発を推し進めなければならないという点である。そしてこの政策を成功させなければ政権はただひとつ残った正統性の根拠を失うことになる。経済開発のためには、二重為替レートとインフラの未整備という阻害要因を克服しなければならないが、二重為替レートの解消には IMF や世銀の援助が不可欠であるといわれているし、発展の基礎となるインフラの整備も外国からの大規模な援助や投資がなければ不可能であろう。そこで期待されたのが、ASEANへの加盟を梃子として加盟諸国からの援助や投資を引き出すことであったが、現在のこれらの国々の経済状況では難しいものと思われる。

結局、正統性を保つための経済開発には先進諸国や国際機関からの投資や援助が必要であり、そのためには民主化を進めなければならないが、それは自らの首を絞めることになる、という経済と政治のトレード・オフ問題が、軍事政権のアポリアとして存在しつづけることになる。そしてこの民主化あるいは人権問題とは詰まるところウンサンスーの処遇問題である。自由な政治活

動が許されない状況の中で彼女は、外国に対しては「ビルマに投資すべきではない」と主張し、国民に対しては「今は経済活動にあまり興味を示さないでください」と説いている。これを以って彼女を経済音痴とか西洋の人権かぶれという論もある。だが彼女によれば、1962年のネーウィンのクーデター以降、「経済はでたらめに運営され、国は知性も尊厳もない人間たちによって支配された」からミャンマーの経済は衰退した、ということになる。本章で述べてきたように、これはまさにミャンマーの現代経済史的一面を的確に表現した言葉である。だからこそ多くの人々の共感を得ているのである。正しい政治がなければ正しい経済発展はできないという国民的弾劾の結果、スハルト体制が崩壊した現在、同じ批判にさらされているミャンマーの軍政が、これからもインドネシアを範とした開発体制に突き進むことができるのだろうか。社会主義から市場経済体制への移行期間中にもかかわらず、ミャンマー国民はさらに新たなる体制的岐路に立たされているように思われる。

(高橋昭雄)

参考文献

邦 語

- 桐生穂・西澤信善『ミャンマー経済入門—開放経済への胎動—』、日本評論社、1996年。
高橋昭雄『ビルマ・デルタの米作村—「社会主義」体制下の農村経済—』(研究双書423)、アジア経済研究所、1992年。
——「市場経済化とミャンマーの米穀増産政策」、石原・内田・篠田・田島編『開発途上諸国の経済発展と社会変動』、緑蔭書房、1997年。
——「ミャンマーにおける農村間世帯移動と職業階層」、『アジア経済』、第38巻第11号、1997年11月。
田村克己・根本 敬編『アジア読本—ビルマ』、河出書房新社、1997年。
根本敬『アウン・サン—封印された独立ビルマの夢—』、岩波書店、1996年。